法第37条第４号の機器（デジタル選択呼出装置の機器）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
古野電気株式会社	デジタル選択呼出装置	ＳＡＳ４ＦＤ２－１	ＳＡ12001	平成24年９月14日
古野電気株式会社	デジタル選択呼出装置	ＳＡＳ４ＦＤ１－１	ＳＡ12002	平成24年10月９日
古野電気株式会社	デジタル選択呼出装置	ＳＡＳ４ＦＤ１－２	ＳＡ12003	平成24年10月９日
古野電気株式会社	デジタル選択呼出装置	ＳＡＳ４ＦＤ１－３	ＳＡ12004	平成24年10月９日

法第37条第４号の機器（狭帯域直接印刷電信装置の機器）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
古野電気株式会社	狭帯域直接印刷電信装置	ＳＮＳ４ＦＤ－１	ＳＮ12001	平成24年10月９日
古野電気株式会社	狭帯域直接印刷電信装置	ＳＮＳ４ＦＤ－２	ＳＮ12002	平成24年10月９日
古野電気株式会社	狭帯域直接印刷電信装置	ＳＮＳ４ＦＤ－３	ＳＮ12003	平成24年10月９日

法第37条第４号の機器（デジタル選択呼出専用受信機の機器）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
古野電気株式会社	ＶＨＦデジタル選択呼出専用受信機	ＶＲＳ４ＦＤ－１	ＶＲ12001	平成24年９月14日
古野電気株式会社	ＭＦ・ＨＦデジタル選択呼出専用受信機	ＨＲＳ４ＦＤ－１	ＨＲ12001	平成24年10月９日
古野電気株式会社	ＭＦ・ＨＦデジタル選択呼出専用受信機	ＨＲＳ４ＦＤ－２	ＨＲ12002	平成24年10月９日
古野電気株式会社	ＭＦ・ＨＦデジタル選択呼出専用受信機	ＨＲＳ４ＦＤ－３	ＨＲ12003	平成24年10月９日

法第37条第４号の機器（ナブテックス受信機）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
東京計器株式会社	ナブテックス受信機	ＮＲＩＳ１ＴＣ518－１	ＮＲ12001	平成24年８月23日

○総務省告示第二号

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第七条第一項の規定に基づき、住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月七日

総務大臣　新藤　義孝

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
株式会社日本デジコム	東京都中央区新川２丁目20番８号	東京都中央区入船２丁目３番７号	平成24年11月19日

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年一月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二一三	二四、一二、一四	岡村　誠
四二一四	二四、一二、一四	大西　聰一
四二一五	二四、一二、一四	川口　明彦
四二一六	二四、一二、一四	村上　知子
四二一七	二四、一二、一四	小沼　俊哉
四二一八	二四、一二、一四	中谷　陽子
四二一九	二四、一二、一四	村田　克也
四二二〇	二四、一二、一四	柏山　雅一
四二二一	二四、一二、一四	長野　毅

○法務省告示第四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年一月七日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属　谷川　恒太
東京法務局所属　佐々木正輝
千葉地方法務局所属　平尾　雅世
神戸地方法務局所属　矢田　廣高
広島法務局所属　藤本　孝司
仙台法務局所属　北見　映雅

○外務省告示第四号

平成二十四年十二月十三日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在リベリア大使
リベリア側　オーガスティン・ペヘ・ガファン外務大臣

平成二十五年一月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五号

平成二十四年十二月十三日にモンロビアで、モンロビア市電力復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンロビア市電力復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十億三千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在リベリア大使
リベリア側　オーガスティン・ペヘ・ガファン外務大臣

平成二十五年一月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町真野字新治林ノ一　二八一の七、字ブヤ原六九三の一〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町河上字姫谷河平二二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備